2	削除
［3～22　略］	
23	削除
［24～37　略］	
38	削除
［39～51　略］	
52	削除
［53～70　略］	
71	削除
［72～82　略］	
83	削除
［84～94　略］	

2	(1)　岩手県一関市田村町１―14　(74.20) (2)　岩手県西磐井郡平泉町長島字山田51―641　(221.20)	北緯38度55分42秒東経141度07分57秒の地点と北緯39度00分10秒東経141度08分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［3～22　同左］		
23	(1)　青森県十和田市西三番町１―42　(115.60) (2)　青森県十和田市大字切田字横道153―５　(125.60)	北緯40度36分51秒東経141度12分40秒の地点と北緯40度34分27秒東経141度11分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［24～37　同左］		
38	(1)　山形県米沢市中央４―８―25　(307.50) (2)　山形県東置賜郡高畠町大字福沢字山神1670―11　(252.40)	北緯37度54分58秒東経140度06分25秒の地点と北緯37度58分42秒東経140度08分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度59分22秒東経140度08分16秒の地点と北緯37度59分26秒東経140度08分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［39～51　同左］		
52	(1)　秋田県由利本荘市裏尾崎町９　(52.70) (2)　秋田県由利本荘市二番堰98―１　(39.20)	北緯39度23分15秒東経140度02分51秒の地点と北緯39度23分14秒東経140度02分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［53～70　同左］		
71	(1)　埼玉県東松山市箭弓町１―２―19　(104.50) (2)　埼玉県比企郡吉見町大字北吉見字42耕地2671　(132.40)	北緯36度02分15秒東経139度24分13秒の地点と北緯36度03分10秒東経139度25分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［72～82　同左］		
83	(1)　東京都八王子市明神町１―４―１　(168.30) (2)　東京都八王子市中野山王２―2032―６　(151.40)	北緯35度39分23秒東経139度21分02秒の地点と北緯35度40分07秒東経139度20分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［84～94　同左］		